

「平成 23 年度税制改正に関する意見」重点項目

平成 22 年 11 月 2 日
日本商工会議所

1. 中小法人の軽減税率の確実な引き下げを含む、法人実効税率の引き下げ

- 国際競争力の強化、対日投資の活性化のため、**法人実効税率の引き下げは必要である。**
- 経済成長の源泉である中小企業の経営基盤や成長力強化のため、**中小法人の軽減税率は、確実に、11%以下に引き下げて恒久化すべきである。**
- 中小法人の軽減税率を含む法人税率の引き下げは、国内雇用の創出・確保、所得増による消費の拡大等に寄与し、結果として、税収増による財政健全化への貢献が期待される。**中小法人の軽減税率を含む法人税率引き下げのための財源として、経済成長を促進する租税特別措置の縮減は避けるべきである。**

2. 中小企業等関係の租税特別措置の拡充・延長・恒久化

- 高い経済成長を実現するためにも、**真に必要な租税特別措置は、恒久化すべきである。**
- 中小企業等の技術開発・研究開発・設備投資を促進するため、本年度末で適用期限を迎える以下の**租税特別措置は、拡充・延長・恒久化を図られたい。**
 - ・**研究開発促進税制**（試験研究費の税額控除限度額を法人税額の 30%で恒久化）、**中小企業等基盤強化税制、中小企業情報基盤強化税制、人材投資促進税制、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制。**
 - ・**中小企業高度化事業の高度化融資特例の延長および拡充**（高度化融資対象への市区町村の追加および都道府県向けと同様の税制措置の創設）**を図られたい。**

3. 中小企業関係の租税特別措置の適用範囲の縮小には反対

- 会計検査院から、中小企業関係の租税特別措置について、大企業平均以上の利益を上げる中小企業の適用を縮小すべきとの意見が表示されたが、**適用範囲の縮小には反対する。厳しい経営環境の中、頑張って利益を出している中小企業の努力を税制面から後押しすることが重要である。**中小企業は年度毎に利益が大きく変動するものであり、ある特定年度のいくつかの事例をもって 250 万の中小企業を対象とする制度を変更すべきではない。

4. 中小企業に新たな負担をもたらす地球温暖化対策税には反対

- 「2020年までに1990年比25%削減」という中期目標については、「主要排出国の参加」「国際公平性の確保」「環境と経済が両立する国内対策の実現の可能性」という前提条件を堅持し、条件が満たされない場合には目標値の再検討を行う必要がある。
- 目標を設定したうえで、まず、**地球温暖化対策に必要な費用を明らかにするとともに、地球温暖化対策税については、国内排出量取引制度、再生可能エネルギーの全量買い取り制度と一体的に議論し、全体の負担額を明確にした上で検討すべきであり、現下の経済情勢を鑑みれば、中小企業に新たな負担をもたらす制度には反対である。**
- 同税の用途について、一般財源化は論外である。

5. 新規創業・ベンチャー企業等を税制面から強力に支援

- 創業期（設立後5年間）の中小企業について、新規雇用増に応じた法人税等の税額控除制度を創設すべきである。併せて、欠損金の繰越控除期間の無期限化を図られたい。
- 創業者親族から贈与された創業資金の贈与税非課税枠（1,000万円）を創設すべきである。
- エンジェル税制の拡充（売上高成長率等の要件緩和）を図られたい。

6. 企業の活力強化および経営基盤強化を促進

- ①中小企業の国際化（海外展開）を支援する税制措置の拡充
中小企業の海外展開、海外市場の開拓、販売促進に係る費用の一定割合を税額控除する措置等を講じられたい。
- ②事業承継の円滑化に資する税制措置の拡充
納税猶予制度の要件緩和（雇用継続要件の引き下げ等）を図られたい。
親族外の事業承継の円滑化や分散した株式の集中化に資する措置を講じられたい。
- ③留保金課税の廃止
激しい経済変化に対応すべく、企業が競争力強化のために実施する技術・研究開発等の将来投資の資金確保が円滑に行えるよう、留保金課税は廃止すべきである。
- ④欠損金制度の拡充
財務基盤強化のため、中小企業の欠損金の繰戻還付期間を2年に拡充するとともに、繰戻還付制度の中堅規模（資本金1億円超5億円未満）企業への適用拡大を図られたい。

7. 内需拡大・地域活性化等を牽引

- ①中小企業の交際費の全額損金算入
中小企業特例（交際費600万円以下の90%）の拡充、恒久化を図るべきである。制度利用促進のため、税務上の交際費の範囲から除かれる飲食費の上限引き上げを図られたい。
- ②固定資産税の負担軽減
中小企業の固定資産税の軽減措置の創設を図るとともに、固定資産税の負担の適正化や均衡化を図るため、負担水準の上限（70%）を60%に引き下げるべきである。
- ③住宅税制の延長・恒久化
省エネ住宅リフォーム等への投資型減税や不動産取得に係る印紙税等の軽減措置の延長を図るとともに、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置については恒久化すべきである。
- ④事業所税の廃止
事業所税は、企業の成長力、地域経済の成長を阻害するため、直ちに廃止すべきである。特に、市町村合併前に課税されていなかった地域の事業所税は非課税とされたい。

8. 社会保障と税の共通番号制度の早期導入等

- 基本的な社会インフラとして、社会保障と税の共通番号制度の導入を早期に実現すべきである。
- 中小企業の納税事務負担の軽減を図るべきである。